## 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番 号	17		担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	5 1 -1	不利益 処分の 種類		薬施用者等の免許の取し等	

○麻薬及び向精神薬取締法

(昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)

(免許等の取消し等)

第五十一条 厚生労働大臣は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬 製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻 薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、 これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都 道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は 第三条第三項第二号から第六号までの各号のいずれかに該当するに至つたとき は、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の 停止を命ずることができる。